

ウェップにおける「産業の支配」と一次大戦

江里口拓

1. 問題の所在

2. 「産業の支配」論－労働組合と消費者（1912年～1915年）－

3. 統制と国有化

1) 「戦時労働全国委員会」（1914年8月～1918年）

2) 「労働党と新社会秩序」（1917年10月～1918年6月）

3) 復興省「トラストに関する委員会」（1918年2月～1919年4月）

4) 「石炭産業委員会」（サンキー委員会、1919年2月～1919年6月）

4. 結語

1. 問題の所在

本稿の課題は、第一次世界大戦の前後におけるウェップ¹⁾の政策提言の変化を歴史的背景に照らして吟味することで、この時期の彼らの経済社会認識の変化と、その方向性を明らかにすることである。

大戦前、すなわち1890年代から1900年代にかけて、ウェップの主な関心は、労働組合、協同組合、地方自治、社会福祉などの社会諸制度であった。江里口[2003]が指摘したように、この時期の彼らの政策提言は、総体として見るならば、市場・中間団体・国家からなる「福祉の複合体」構想であった²⁾。彼らは市場機構を「進歩」と「退化」のアナロジーで把握し、労働力と産業組織の効率低下（「退化」）を防止すべく構想した。市場機構は本来「産業進歩」への力を持つが、それは周辺的な社会諸制度（中間団体）の配置によって補強されなければならない。また、市場と中間組織との調和的な発展を妨げないように、國家の役割はミニマムに限定されていた。

ところが一次大戦の末期に、ウェップは労働党の戦後再建文書『労働党と新

社会秩序』(1918年)を執筆し、産業国有化を含めた国家主導の経済運営を力説するようになる。このことは、表面的に見ても、彼らの政策提言の変化を示唆するものであったが、従来の研究史においては、こうした変化に注意が向けられることは少なかった³⁾。この一つの要因としては、戦前期のウェップについての理解不足があろう。戦前期の構想のうち、国家に割り当てられた役割のみが切り離して論じられてきたことで、ウェップは初期から一貫して国家主導の改革を指向する社会主義者であったと理解されてきた。こうした理解が、彼らの思想の歴史的な展開過程のいくつかの節目を、覆い隠してきたと思われるるのである⁴⁾。

もちろん、断片的ではあるが、この時期のウェップについて、注目すべきいくつかの研究がある。それらは大きく分けて2つに分類することができる。第一は、この時期のウェップを取り巻く政治環境の変化に着目したものである。R.ハリソン (Harrison, 1971), J.ウインター (Winter, 1974) らは、大戦中の「戦時労働全国委員会」(1914年～1920年)におけるシドニーの活躍に焦点をあて、党中央におけるフェビアン主義の台頭過程を詳細に解き明かしている⁵⁾。労働組合と社会主義派の連合体であった労働党において、一次大戦を契機にウェップらの社会主義派が主導権を握り、それによって産業国有化・計画化などの議論が影響力を増したという理解のことである。

第2は、一次大戦の戦時経済の経験が、戦後再建に向けたウェップの構想に具体的な素材を与えたとする研究である。一次大戦を経て国家主導の「産業政策の始まり」が見られたとするトムリンソンら (Tomlinson [1994], Tiratsoo & Tomlinson [1993], Tomlinson [2000]) は、労働党側の代表例として、ウェップの議論にふれている⁶⁾。B.サップル (Supple [1990]) は、大戦が産業への公的調査を促進し、理論よりも現実判断が先行する形で、「市場諸力が最適でない結果をもたらすこと」についての認識を広め、政府と産業との連携の強化を「イデオロギー的に可能した」点を指摘する⁷⁾。また、会計史家のフライシュマン&タイソン (Fleischman&Tyson [2000]), ロフト (Loft[1986]) パーカー (Parker [1986]) らは、大戦期には、原価計算・会計政策にめざましい発展が見られ、私企業内部の経営情報への政府による大幅なアクセスが可能にな

ったと主張する。ロフトは、ウェップら労働党知識人が戦後再建に向けて、こうした新しい会計制度を活用しようと試みた、という興味深い事実を指摘している⁸⁾。

本稿では、こうした大戦期の政治的・経済的環境の変化が、ウェップの思想展開に大きな影響を与えたという視角を引き継ぎながら、彼らの主張に内在して個々の論点の関連を吟味していくとともに、従来、見落とされてきた一つの視点を重視したい。それは、一次大戦という大事件の背後で、着実に進行していたイギリス経済社会の変容と、そのなかで生じてきた「産業の支配」(control of industry) という問題のことである。経済政策思想史の文脈においては、“control”とは中央政府による経済運営すなわち計画化 (planning) とほぼ同義に使用されることが多い。しかし、D.H.ロバートソンが『産業のコントロール』(Robertson [1923]) で描き出したように、この時期の“control”という用語には、消費組合、労働組合、公営産業、労使合同会議など様々な主体による意識的な経済運営という意味が込められていた。ウェップの“control of industry”という概念の背景には、ロバートソンらのこうした問題把握とも一脈通ずる歴史課題があった⁹⁾。それは、A.ブース&M.パック (Booth&Pack [1987]) が、一次大戦後の経済政策思想を網羅的に描き出した際の基本構図にあるように、「誰が産業を支配するか」という政治問題のことであった。一次大戦前後のイギリスでは、巨大化し続ける労働組合・消費者組合、戦時統制を経て強化される政府機能、軍需を得て組織化・独占化される企業組織など、ヴィクトリア末期とはそれぞれに変貌を遂げた各経済主体が、時にはその利害を激しく衝突させ合いながら、新秩序を模索していたからである。この新たな問題に対して、ウェップは従来の自己の構想の修正を含めた対応を迫られた。しかもこのことは、政策提言の変化にとどまらずに、その根底にある経済社会認識の変化をも惹起するものであったと考えられる。市場、中間組織およびミニマム国家を主体とする予定調和的な進化論的社会認識が、果たしてどのように変容を迫られていったのであろうか。ウェップ自身が、この時期に使用した「産業の支配」という言葉には、こうした社会認識の変化を解き明かす一つの鍵が隠されているのではないか、と予想されるのである。

本稿では、こうした、政治的、経済的環境の変化および「産業の支配」という3点をふまえて大戦前後のウェップの政策提言の展開過程を吟味したい。素材としては、政策パンフレットや、彼らが関わった政府内外の委員会活動(parliamentary papers)など、これまで彼らの思想研究の素材として取り上げられることができなかった資料に依拠しながら、考察を進めていきたい。

2、「産業の支配」論—労働組合と消費者（1912年～1915年）－

ウェップが「産業の支配」論についての研究を開始したのは、1912年のことであった¹⁰⁾。それは、彼らの研究対象の推移から見ると、1890年代の労働組合、協同組合、地方自治、1900年代の福祉政策の次なる課題であったことになる。政治戦略から見れば、自由党への「浸透」(ロンドン市政)、保守党・自由党横断的な「国民的効率」運動、自由党との路線対立(「リベラル・リブーム」対「救貧法改正運動」)などの紆余曲折を経て、この時期の彼らは労働党へと軸足を移しつつあった。

1900年に労働代表委員会として出発した労働党は、1906年に現在の名称を採用し、着実に党勢を伸ばしつつあった。「タフ・ヴェール判決」(1901年)から「労働争議法」(1906年)へといたる一連の事件が、労働争議の民事責任を争点としていたこともあり、労働組合員の大量加入もあった¹¹⁾。しかし、このことは、社会主義団体(フェビアン協会、独立労働党など)と労働組合との連合体としての労働党固有の問題を当初から内包するものであった。改革の基本的方向性として、政治機構改革を重視する社会主義派と、直接行動主義にたつ労働組合派との二重路線が併存していたのである。こうした問題構造は、1910年代の初頭におけるサンジカリズムの台頭という形で、顕在化することになった。

1911年から1912年にかけては、船員、ドック労働者、鉄道、炭鉱労働者らの引き続く大規模ストライキが続いた「労働不安」の時期であった。こうした直接行動主義を支えたのが、トム・マン、A.J.ペンティ、S.G.ホブソン、A.R.オレイジらのサンジカリズム・産業別組合主義¹²⁾であった。サンジカリズムとは、ストライキを武器に政府を打倒し、労働組合による産業の自治を主張す

る典型的な直接行動主義派であった¹³⁾。1912年9月のTUC大会に出席したビアトリスは、労働組合界におけるサンジカリズムの台頭を冷ややかに見ていた¹⁴⁾。そうしたなか、1913年にウェップは「フェビアン調査局」¹⁵⁾を設立し、「産業の支配」を研究のキーワードに掲げたのであった。また、同年に、これらの研究成果を労働運動や労働党知識層へフィードバックするため、『ニュー・ステイツマン』を刊行した。

「産業の支配」をめぐる彼らの議論の足どりは『ニュー・ステイツマン』に連載された「社会主義とは何か?」(Webb[1913]) および「市営・国営産業」(Webb[1915]) によって知ることが出来る。1913年論文「社会主義とは何か?」において、ウェップは、まず、消費者組合、地方政府、労働組合、社会福祉制度などから構成される自己の構想を再論する。「社会主義の進歩が依拠するのは、“暴動主義”ではなく団体主義的な処置を経験的に採用し、団体主義的な思想〔コレクティヴィズム〕を漸進的に受け入れることである」と¹⁶⁾。

その上で、ウェップは、サンジカリズムに目を移す。ウェップは、職場における労働者参加に理解を示しつつも、「産業の支配」という観点から、その固有の限界にも目を向けていた。

「肉体労働者はこれまで見てきたように、“下からの組織化”が自由の防衛手段になるという感覚、およびこの基礎を労働組合に求めるという点において正しい。しかし、サンジカリズムは労働組合による管理（control）への共同参加を超えて先に進んでいるのだ。彼らは、共同社会の組織から、住民有権者と市民消費者を追い出し、生産者としてのみ組織された生産者へと、全ての権力と支配力（control）とを委譲することを要求している。これに対して、社会主義者は反対する。すなわち、我々は共同社会の少数派に権限をゆだねることはできない。ましては、社会の多数派の利害と対立する少数派に対してである。」(Webb [1913] p.622)

ここで注意すべきは、企業内部における経営者と労働組合との対立ではなく、社会全体における消費者（有権者）と、生産者（労働組合）との対立が念頭に置かれていることである。ウェップが言う「産業の支配」論における基本構図の第一である。労働組合は、いかにそれが大衆的基盤を有していようとも、消

費者大衆と対峙した場合には、あくまで少数派であり、個別利害に陥らざるをえない。なぜなら、生産者としての労働組合は、生産物から最大の利得をえること、および自己に都合の良い生産方法に固執する傾向にあるからである。

一方、ウェップがいう「社会主義」とは、労働組合ではなく、消費者に基づきを持つ国民的な構想であったことになる。それは、階級区分とその対立を軸としているのではなく、機能的に分類された経済主体間の利害図式をもとにした構想であった。ウェップは次のように述べている。

「高度に複雑な産業社会が目標とすべきこと、社会主義者が緊急課題とすることは、一つの複雑な階層制 (a complex hierarchy) である。その階層制において、市民消費者は地理的に組織され、地方政府・中央政府において生産手段を所有し、最高の支配権 (supreme control) を有すことになろう。しかし、職業ごとに組織化された生産者も、ふさわしい地位を有することになろう。各産業の決定は両者の間の合意によって到達されるべきなのである。」(Webb[1913]p.623)

大戦前、特に1890年代のウェップは、労働組合運動が、市場経済と調和的に発展していくと予想した。「産業進歩」に敵対的な旧組合主義は、熟練の解体によっていすれは消滅してゆき、「産業進歩」に適合的な新組合主義が、市場経済ひいては消費者大衆の利害と調和しながら生き残っていくと予想したからである¹⁷⁾。ところが、サンジカリジムの台頭を目の当たりにしたウェップは、こうした予定調和的な労働組合論に修正を迫られたと見ることが出来る。つまり、労働組合の組織と支配力は、予想を超えて肥大化を続けつつある。直接行動主義によって産業を支配下に置こうとするサンジカリジムにおいては、消費者の利益が損なわれる危険がある。あらためて労働組合運動の本来的な領域が確定される必要があると同時に、こうした労働組合の巨大な支配力に対して、消費者の「最高の支配権」を確保すべき「階層的秩序」を作り上げる必要がある。「産業の支配」をめぐる、こうした枠組みから、第一次大戦以前において、すでにウェップは、自らの「社会主義」構想を練り上げる必要を痛感していたと見ることが出来るからである。

そうだとすれば、彼らの言う「社会主義」において、労働組合の支配力に対

抗して、消費者の利益を実現させていく具体的機構が問題となろう。1915年論文「市営・国営事業」(Webb[1915])は、その第一歩であった。すなわち、産業公有化の議論が全面に押し出されてくるのである。1915年論文におけるウェップの産業公有化論の出発点は、1890年代におけるビアトリスの消費者組合論であった。その内容はこうであった。ビアトリスは『イギリスにおける協同組合運動』(1891年)において、イギリスの協同組合運動を、生産者組合と消費者組合とに分類し、後者に高い評価を与えた。その理由は、組織の解放性による規模の経済性、および代議制自治による運営の十分な「効率性」であった。他方、シドニーは、『ロンドン・プログラム』(1891年)において、消費者組合の運動原理を、地方自治体における公共サービス運営に応用し、それを「強制的消費者組合」と名づけた。1915年論文「市営・国営事業」においては、国営産業についても、同様の図式が拡張されている¹⁸⁾。

ウェップは、次のように述べていた。

「我々は、通常、政府による産業運営を、自治体・国家のいずれであろうと、消費者組合だとは考えない。しかし・・・それは本質的には消費者組合と同様に産業を運営しているのである。それは利潤を生産しているのではなく、使用のために生産をする。投資された資本から最大の所得を引き出すことではなく、該当する商品・サービスの使用者すなわち消費者にできるだけ奉仕しうるようである。」(Webb [1915] p.1)

若干の言葉をおぎなって説明すればこうなろう。市場メカニズムにおいては、利潤最大化を目標とする企業に対し、価格原理を媒介として消費者の意思が示される。これに対し、消費者組合においては、サービス提供者(組合理事など)は、サービス利用者(組合員)による選出・罷免という投票による意思表示に常にさらされている。サービス提供者は、利潤の最大化ではなく、自己の地位を保持するために、サービス利用者に奉仕すべく動機付けられているというわけである。それは経済システムというよりも政治システム(代議制自治)に類似しているということもできよう。こうした仕組みは、消費組合、地方公営事業、国営事業のすべてに共通するというわけだ。ウェップは、各国における市営・国営事業の拡大を詳細に列挙しながら、「資本家的事業者の金銭的利己心」

のみが効率的結果をもたらすという「古典派経済学の仮定」を批判する。「アダム・スミスの時代以降に生じた世界の変化」にまず目を向けることが必要であると (Webb [1915] p.27)。

彼らは、各国における国有化・市営化の進展を概観しながら、その理由を、以下8項目にわたって列挙していた。

- 「(1) 一部もしくは全ての市民にとって不可欠な商品・サービスの欠如により、不満、病気、死亡などが見られる時。 . . .
- (2) 特定の商品・サービスの消費を最大化することの便宜がみとめられる時。 . .
- (3) 消費を最小化することの便宜がみとめられる時。 . . .
- (4) 民間企業に放置されれば、資本家的独占になる傾向にあり、価格のつり上げや産出量の制限がなされる場合。 . . .
- (5) 特定のサービスを単一に統合した管理のもとで行うことの便宜がみとめられる場合。 . .
- (6) 個人や公共財産に例外的かつ強制的な権力の行使を行うことを意味する商品・サービスの生産を、共同社会全体の手にゆだねることの便宜がみとめられる場合。
- (7) 供給が制限されているか、需要があまりにも莫大で収入が大きい特定の商品の消費・使用からの収入を社会のためにとておくことの便宜がみとめられる場合。
- (8) 政府が他の機能を果たす時に必要とされる材料や商品で、仲介人の介在なしに生産・獲得されることの便宜がみとめられる時。」
(Webb[1915]p.26)

明快には整理されてはいないが、大まかに分類してみると、経済的、行政的、社会的という3つの判断基準が混在しているところに特徴がある。(1), (4), (5)は、今日であれば、公共財、自然独占として整理されるような経済的議論である。(6), (7), (8)は、むしろ行政的な「便宜」(expediency) を基準にした分類である。(2), (3)のように、社会的な望ましさからの直接的判断が下されている論点もある。産業公有化を、経済的な議論に限定せずに各種の基

準から柔軟に考察していこうとする意図が読みとれる。ここで、ウェップは、市営・国営事業が導入されるのは、「社会全体の利益を考慮したことであり、そこで働く生産者の利益のためではない」(Webb[1915]p.26)と、自己の消費者組合論的公有化論の正当性を力説し、サンジカリズムの限界をあらためて指摘する。

なお、ウェップはこうした公営事業をとりまく課題として、政府の業務が増大していく場合の運営機構、消費者・有権者のニーズを適切に把握していく方法などが未解決であり、自己の構想が依然として不十分であることを認識していた。これらの具体的論点は、これ以降、ウェップの関心の中心部分を占めることになる。こうした中で、一次大戦の進展は、産業国有化への豊富な論拠を、彼らに提供することになった。

3. 統制と国有化論

1) 「戦時労働全国委員会」(1914年8月～1920年)

戦時経済下でのウェップの活動は、「戦時労働全国委員会」(War Emergency: Workers National Committee, 以下WECと略)¹⁹⁾を通じて開始された。WECは、1914年8月の開戦直後に、党書記アーサー・ヘンダーソンによって召集された。委員は、党執行部、TUC議会委員会などの団体代表および個人委員とからなる15名で構成され、個人委員には、シドニー・ウェップや「大英鉱夫連盟」(MFGB)のスマイリーなどの名前があった。結成当初は反戦・平和主義的な戦略も模索されたが²⁰⁾、戦争による労働者大衆への困窮の軽減が現実的課題となった。ただ、この時、労働党は少数野党にすぎず、議会での影響力は限られていた。しかし、そのことが「ウェップ流の浸透作戦に新たな寿命を与え」る契機になった²¹⁾。WECは単なる圧力団体としてではなく、政府中枢に直接働きかけるための調査・立案機関として活動し、シドニーが主導的な役割を果たすことになったからである。

労働者の困窮への対策として、WECの当初の関心は、雇用問題であった。シドニーは戦時経済への調整過程での失業発生を予想し、政府に対して雇用担当の常設省庁の設置を要求した。また、失業労働者法にもとづき、「開発委員

会」、「道路委員会」を基礎にした「公共事業」の推進を要求した。失業がさほど深刻でないことが明らかになると、窮乏一般の予防へと力点を移した。シドニーは、労働者の窮乏を疾病兵士と同格に扱うべく運動し、実際に、救済水準が引き上げられるなどの効果があった。社会保険制度に組み込まれて以来、臨時的給付の増大により疲弊していた労働組合についても、ウェップは、銀行や金融業とおなじく援助を行うことを政府に働きかけた²²⁾。

他方で、消費者一般が抱えていた問題についてもWECは早くから動いた。食糧の保管、流通、最高価格の設定などにおいて、WECは各自治体に対処を要請した。この活動は、労働者階級のみならず食糧難に直面していた中産階級にも広く訴えることになった。家庭燃料用の石炭の価格上昇による困窮が予想されると、WECは価格統制、炭鉱国有化を主張した。1916年12月にロイド＝ジョージが導入した食糧統制には、WECの食糧政策の原理が活用され、同時に石炭業の統制も実行に移された。家賃問題についても、WECは戦時における家賃値上げを禁止する措置を要求し、実際に、时限立法が制定されるなど、多くの点で政府による経済統制の導入を先導していた²³⁾。

シドニーの影響力が最大限に発揮されたのが、「富者の徴兵」運動であった²⁴⁾。「富者の徴兵」とは、1916年の徴兵制導入に際し、「それは塹壕の若い人々のみならず、適している人全てに、すなわち人間のみならず財産や所有についても」なされるべきだというスローガンであった²⁵⁾。ハインドマンは「国有化」と「統制」の一層の推進を提案したが、シドニーはこれを現実的な理由から斥けた。シドニーは、富の移転と統制権限の移転を注意深く区別しながら、政府の行政処理能力がすでに限界に達しているという判断から、富の移転のみを要求すべきだと主張した。1914年から1917年までの戦時財政の70%をまかなった公債の弁済のために、所得税・富裕税の倍増、資本税の新設を提案し、WEC内部で広い支持を得た。1918年4月に、統制のもとで高利潤を得ていた石炭事業者に超過利潤税が導入されるなど、この運動は一定の成果をともなった。「富者の徴兵」は、実践的な方向に党をまとめ上げるシドニーの政策立案能力が広く認められた出来事であった²⁶⁾。

WECは、動員解除の問題に関わりながら大戦終結後1920年まで存続したが、

1918年頃には事実上消滅していた。というのも、この時期に、WECを指導していたシドニーの関心が、戦後再建の問題に向かっていたからであった。ワインターが「彼〔シドニー〕の卓越して知的な指導のもと、この団体は戦争の最後の年に労働党の再編の確固たる基礎を提供した」²⁷⁾と述べるように、WECは労働党とウェップ自身にとって以下のような意味をもった。労働党は、労働者、消費者対策の両面で、労働組合のみならず国民的な支持基盤を広げることができた。戦前の労働組合（サンジカリズム）の勢いと比べれば、党内における社会主義派の発言力が強まった結果となった。このことはウェップにとっても、労働党の中枢への進出を意味したことは言うまでもない。強調すべきは、ウェップにとってこのことが、戦時経済の経験を活用しつつ、自己の構想を具体化していく契機になったことである。ウェップによる、戦後再建文書『労働党と新社会秩序』（1918年）の執筆は、これらの流れを決定付けた。

2) 「労働党と新社会秩序」（1917年10月～1918年6月）

『労働党と新社会秩序』は1917年10月頃に執筆が開始され、1918年6月の労働党大会に提出・採択された労働党の戦後再建文書である²⁸⁾。いわゆる綱領第4条が盛り込まれた1918年の「労働党綱領」と同じ時期に、ウェップ（主にシドニー）によって執筆されたものである²⁹⁾。同文書は、先の世界大戦が西欧文明の崩壊をもたらしたと書き起こす。「土地および資本の私有と競争的経営とともにとづく個人主義的資本主義」にかわって、「肉体・頭脳労働によって参加する全ての人々の利益のために周到に計画された協力」に立脚した「新社会秩序」が確立されなければならないと。戦時経済の経験は、「私的利潤追求」と「競争」のもとでの、小規模な生産単位と相互連携の欠如とがもたらした「非能率と浪費」をきわだたせた。戦後再建には「生産力の増強」が必要であるが、それは国家主導の経済運営によって実行されるべきである。すなわち、「生産力の増強」は、「(a) 非能率や浪費を除去するための産業の社会化、(b) 最良のものを生み出すべく純真な決意と、国民の仕事のあらゆる領域における科学・知識の適用、(c) 社会、政治、産業組織の改良、(d) 国民が真に必要としている順序・割合での国民的資源の配分」によって達成されうる³⁰⁾。戦

後再建へ向けての具体的な構想は、「統制」と「国有化」を二本の柱としていた。

「資本家的産業の統制 (control)」として、ウェップは戦時下で行われている海運、食料・衣料品生産および食料輸入などの政府による「統制」について、それが「不当利益」を防止してきたことを高く評価する。なぜなら、各種の産業は、戦時に組織化されており、放置すれば「独占的トラスト」のおそれがあるからであると。ウェップは、政府が関与してきた、原料の一括購入、資材の割当制度、原価計算、会計監査制度、価格統制などの出来る限りの存続を主張した³¹⁾。このことは、戦前からの「産業の支配」論の延長における第二の論点、すなわち、独占と消費者との利益の衝突という問題をはらんでいた。

次に、「鉄道、炭鉱、電力生産の即時国有化」が必要であるとウェップは主張する。「鉄道」については、運河、港湾、道路、郵便、電信とともに、「全国的に統合された通信・輸送サービス」に再編する必要がある。戦時統制下における運営一元化のメリットを、安易に民間企業へと譲渡すべきではない。「電力」に関しては、「近代産業の血液」となるべき戦略的産業でありながら、現行の生産設備は驚くほど小規模である。旧来の設備を全国的送電網に統合し、少数の巨大な大発電所を建設すべきである。「石炭業」は、「鉄道」、「発電」の原料となる重要産業であり、現在、戦時統制のもとにある。しかし、その実態は、1500社もの企業による分散的な経営を放置した補助金支出に過ぎない³²⁾。「イギリス産業を成功裏に再編成する土台は、最大限の輸送・通信能力をととのえ、動力をできるだけ安価に生産し、電気・石炭を王国のすみずみにまで、もっとも経済的に供給することである」(Labour Party [1918] p.13, 訳261)と述べるウェップには、国有化によって産業インフラ整備を強力に押し進めることで、イギリス経済の効率を高めていこうとする視点が明らかであった。

このように、「統制」と「国有化」とを二本柱として、戦時統制のメリットを、戦後復興に活かそうとする産業政策的見地がはっきりと読みとれる。「統制」と「国有化」の2つの構想は、それぞれ、復興省「トラストに関する委員会」および、「石炭産業委員会」(サンキー委員会)への参加を通じて、着実に練り上げられていった。

3) 復興省「トラストに関する委員会」(1918年2月～1919年4月)

ウェップの「統制」に関する見解が練り上げられていったのは、復興省「トラストに関する委員会」を通じてであった。この委員会は、戦時に進行したインフレを直接の契機に設置された。インフレの一因は、トラストなどの供給側にもあるとみなされていたからである。政府は終戦（1918年11月）に先立つ1918年2月に「復興省」(Ministry of Reconstruction) のもとで、「トラストに関する委員会」(Committee on Trust) を組織した。委員にはシドニー・ウェップの他に、マッカーデイ（議長）、アーネスト・ベヴィン、J.A.ホブソンらが任命された³³⁾。その目的は「産業の組織化と企業合同が拡大する可能性があるという見地から、公益を守るために必要ならばどのような行動が必要であるかを考慮し報告するもの」とされた³⁴⁾。アメリカにおいて反トラスト法が制定されてから四半世紀以上おくれて、ようやくイギリスにおいても独占問題が、本格的に取り上げられようとしていた。

委員会は、1919年4月に報告書を提出した。報告書は、「イギリスの全ての重要産業において同業組合（Trade Association）および企業合同（combination）が見られ、競争制限と価格支配を意図している」と述べる³⁵⁾。戦時経済下に対政府取引が増大したことで、各業種別に「同業組合」(association) などの結成が促されたとして、報告書は、一次大戦と独占化との直接的な因果関係を認めている³⁶⁾。主な勧告内容はこうであった。商務省は、トラスト、企業合同について十分に情報収集する義務を有すべきであること。もしも、不当利益などの十分な根拠がある場合には、事柄は法廷に持ち込まれるべきであること。商務省は、法廷で立証された問題に対処するために国家が行動を起こすべく勧告すること、などであった³⁷⁾。

シドニー・ウェップ、ホブソン、ベヴィンらは、こうした報告書本体に「反論すべき点を見いださない」という理由で署名したが、その「提案は不充分である」として、次のような「付論」を提出した。まず彼らは、現実の産業界には、もはや自由競争は見られないと主張する。現実には、多数の「企業合同」や「同業組合」が存在し、企業間競争を抑制し、利潤の引き上げを目指してい

るからである。その上で、ウェップらは高利潤の全てが独占の弊害によるものではないと指摘する。高利潤の源泉は（1）競争から生じる浪費の節約、（2）生産技術・経営組織の改善による生産費削減（3）独占価格設定の3つに分類できるからである。特に、（1）、（2）については、「より大きな効率、経済性の増大、より良い産業組織への一歩」であり、「こうした進化は不可避であり望ましい」と彼らは見た。事実、「実際的な独占」であれば、価格引き上げを抑制して、総売上量の増大を選択する場合もありうるからだ。ただし、（3）のように、企業合同は「產出“抑制”と物価引き上げ」を行い、「社会にとつて不可欠で需要の弾力性が小さい商品・サービスを支配（control）している」。この場合には「消費者大衆の負担」が強いられることになる。シドニーらは、企業合同それ自体を防止するのではなく、「より良い産業組織の経済的な利益」を追求しつつ、「独占の弊害への安全装置」を整備することを主張した³⁸⁾。

シドニーたちは、「独占の弊害への安全装置」について、次のように吟味する。まず考えられるのが、自由貿易である。国際競争が有効に機能すれば、独占の抑制手段になりうるが、他国でも同様の独占化が進行している現状では万能薬ではない。次に、超過利潤税という対策があるが、これでは価格設定にあたって大蔵省と独占企業が「共犯」になってしまう危険があり、好ましくない。シドニーらは、企業合同への「唯一効果的な安全装置」として「価格統制」を最も高く評価した。戦時経済のもとで普及した「原価計算」をいっそう整備することで、企業内部の費用構造を把握し、「最高価格」の規制を行おうというわけだ³⁹⁾。彼らはこの考え方を「測定と公開」という言葉で表した。

なお、独占形成のスピード、市場構造および力関係等において問題が深刻で、產出抑制などの悪弊が顕在化している特定部門においては、もう一つの代替策として、協同組合、地方公営企業、国有企業などによる運営が考慮されている。国有産業は、「事業が全国的規模」で、「消費が事実上普遍的」な場合において考えるべきこと、および国家所有と国家経営とは切り離して、後者を各種の団体にゆだねることなども考察されていた。概して、次に述べる石炭業などを除いた一般的な部門においては、独占化への対策としては、国有化よりも、「価格統制」、「測定と公開」が実際的な案とみなされていた。

「トラストに関する委員会」はウェップ自身において次のような意味をもつた。つまり、それは「産業の支配」論の枠組における、消費者と独占企業との対立という第二の構図を意味したのであった。しかも、この場合、産業公有化だけに固執せずに、各種の会計制度を通じた経営情報を活用することで、消費者の側にたった「価格統制」が可能であるという新しい現実判断がいかされていた。戦前期、特に1890年代のウェップの経済社会認識の基本にあったのは、マーシャルの『原理』に通じる競争的「産業進歩」論であった。組織化、大規模化を経て効率を高めた企業には、巨額の「レント」が帰属し、それをめぐって競争が展開されると把握されていたのである。そうした中で、国家の役割は、最低労働条件規制に限定されていた。ところが、一次大戦を経た現実的な独占化の進展とそれに対する政府委員会での活躍を通じて、ウェップのこの基本的想定自体が、おおきく修正され、公有化とならんで「統制」が前面に掲げられることになったのである。

4) 「石炭産業委員会」(サンキー委員会、1919年2月～1919年6月)

ウェップの戦後再建案のもう一つの柱である「国有化論」が全面的かつ詳細に展開されたのは、「石炭産業委員会」においてであった。一次大戦中において、石炭業は、戦略上の要であったが、その運営への政府の関わり方は、度重なる行政組織の創設による試行錯誤の繰り返しであった。まず、1915年2月に「石炭組織委員会」が組織され、直接的な干渉・規制を用いずに、大規模な「補助金」による「増産」を試みた。他方で、石炭需要の増大と産出停滞による価格上昇⁴⁰⁾に対処するために、同じく1915年2月に、「商務省」の「部門委員会」が創設され、中立国への輸出制限、消費者用燃料炭の備蓄、小売価格の自主規制などがなされた。とはいえ、これらの流通面における措置のみでは、生産現場（ピット）における価格上昇をくい止めることができず、1915年7月には「石炭価格制限法」が成立し、戦前価格への上乗せを基準に、生産現場での価格統制が実行に移された。流通面でも徐々に統制が強化されていき、小売価格統制、業者・消費者の登録制、「廣告・販売強制の禁止」、流通量の調整などがなされた。1916年12月にはロイド＝ジョージ戦時内閣の成立とともに、

石炭業は国家統制へと移行した。しかし、その後の歩みは、依然、遅々としていた。1917年3月に、ようやく「石炭統制官」が任命され、1918年2月の「炭坑統制同意法」では、炭坑所有権はそのままに、「統制官」の接收権限も強化された。統制下の事業者には戦前3年間の最大利潤を基準に利益追求が認められ、基準を超える額は大蔵省やプール制度などへと回された。1918年4月には、超過利潤税が導入された。こうして、つぎはぎの国家統制が続く中、1918年11月の終戦を迎えた⁴¹⁾。

周知のように炭鉱地帯は、出征兵士の一大供給源であったが、終戦による動員解除が進む中、交渉力を付けてきた「全英鉱夫連盟」(M F G B)が、ストライキを辞さない姿勢で、賃上げ、時短および炭鉱国有化を要求してきた。このことが各種の労働不安に飛び火することを恐れたロイド＝ジョージら首脳は、問題を調査すべく、「石炭産業委員会法」(1919年2月)のもとで、「石炭産業委員会」を任命した⁴²⁾。最高裁判所判事ジョン・サンキー卿が議長に任命され、これに加えて労働側、経営側の委員が各6名ずつ、計13名で構成された。労働側の委員にはシドニー・ウェップ、R.H.トーニーらが参加し、経営側の委員には、アーサー・バルフォアらの名前が見られた⁴³⁾。

委員会は、3月20日という期限をきって、「賃金と労働時間」についての中間報告書を提出した。中間報告書は、(a)(b)(c)の3つに分裂した。「中間報告(a)」はサンキー議長に加えてバルフォアなどの経営側、「中間報告(b)」はシドニーら組合側、「中間報告(c)」は「(a)」に署名しなかった経営側からなっていた。議長報告である「中間報告(a)」は、組合側の要求にそって、賃上げと時短を勧告した。しかも同報告は、石炭産業の運営方法についての検討を、統制から国有化までの幅をもたせた上で、最終報告へ向けての最重要課題に位置づけた⁴⁴⁾。

これに対し、シドニーらの「中間報告(b)」は、「中間報告(a)」の「賃金と労働時間」についての勧告を大筋で認めた上で、さらに「国有化の必要性」を力説した。彼らは、まず、賃上げ・時短が、石炭価格引き上げに帰結しないためには、「生産の改善」が必要であると見る。「生産の改善」にあたっては、民間・政府のいずれかによる「石炭の所有・経営の完全な統合」および「流通

の再組織化」が必要となろう。シドニーらは、元石炭統制官のリチャード・レッドメイン卿の証言を引用しながら、「所有・経営の完全な統合」によって「膨大な生産費削減」が可能であると言う⁴⁵⁾。レッドメイン卿が提出した論拠は以下のようなものであった。

「(1) 競争の防止による輸出石炭の販売価格の引き上げ、(2) 貨物輸送の統制、(3) 管理費の節約、(4) 非効率な炭坑への急速かつ拡大的発展を可能にする資本提供、(5) 原材料の安価な買い付け、(6) 炭坑内の石炭消費の節約、(7) 労働者と事業者の間での、着実な仕事と引き替えの適切な報酬による調和的な関係づくり、(8) 大規模な仲介商人や既得利益の一掃、(9) アイデアの交換や生産方法の比較を促進するような、最良の知識と技術の統合。それぞれの炭坑における結果の良し悪しが、全てに公開されること。」(Coal Industry Commission [1919-a] p.xx)

若干の補足説明が必要であろう。(1)は、国内の高物価と裏腹に行われていた輸出炭へのダンピング規制を意味していた。(2), (3), (5), (6), (8), (9)は事業統合による規模の経済性および情報交換の徹底が期待されてのことである。その他、(4)投資戦略や(7)労使関係の安定が期待されていた。報告書は、こうした「集団的生産の利益」として「(a) 生産の増強、(b) 生産費の削減、(c) 浪費の予防」の3点をあげていた⁴⁶⁾。

シドニーらは、こうした「所有・経営の完全な統合」は、必然的に「国有化」を意味すると主張した。なぜなら、民間による経営統合であれば、単なる「全国トラスト」になってしまうからである。また、労使の「合同委員会」(Joint Committee)による運営についても、それが生産者の利益と引き換えに消費者の利益を犠牲にする理由から却下されている。「統制」続行という代替案もあるが、終戦後の現在においては無理が大きく、効果は疑問である。また、「統制」は、各種の問題への対応における即効的問題解決力を欠くと主張されている。例えば、炭鉱労働者を取り巻く衛生・安全問題、炭坑住宅の整備および戦後インフレの最中における高物価への即時対応という点において、「統制」よりも「国有化」の利点が大きいと報告書は述べていた⁴⁷⁾。

中間報告から3ヶ月後の1919年6月20日に、サンキー委員会は最終報告を提

出した。最終報告書は、署名したグループに応じて(1)～(4)の計4本が別々に提出された。「最終報告(1)」はサンキー議長のみ、「最終報告(2)」はシドニーら組合側、「最終報告(3)」と「同(4)」は分裂した所有者・経営者側によって、それぞれ提出された。「最終報告(1)」の大きな特徴は、それが「中間報告(b)」におけるシドニーらの提案を受け入れて、炭鉱の国有化を勧告したことである。したがって、シドニーによる「最終報告(2)」は、この議長報告を賞賛し、些細な補足を行っているのみである⁴⁸⁾。最終報告の提出で、サンキー委員会はその役目を終えた。歴史が示すとおり、国有化を含めたその最終報告の勧告はなんら実行に移されなかった⁴⁹⁾。

ウェップにとって「サンキー委員会」は、非常に大きな意味をもった。それまでの産業公有化論や経済統制論は、おもに「産業の支配」論の枠組みの中で構想され、支配力を持ってきた労働組合や独占企業に対抗して、消費者の利益をいかにして確保していくか、という分配面での構想にとどまっていた。しかし、「サンキー委員会」での経験は、産業国有化の新しい可能性を開いた。つまり、産業国有化による産業の効率化が可能であるという産業政策的見地がはっきりと打ち出されたからである。しかも、こうした産業政策の一つのオプションとしての国有化論は、議長署名の最終報告書に示されたように、労働党の外部にも、徐々に浸透しつつあったのである。

4. 結語

以上、一次大戦を挟んだ1913年から1919年までのウェップの政策提言の展開をたどってきた。1911年～12年にかけてのサンジカリジムの台頭を見たウェップは、1913年論文において、労働組合の支配力の増大が、消費者の利益を犠牲にしかねないという「産業の支配」論の第一の構図から、消費者を主体とする「階層的秩序」の再建という発想を抱いていた。1915年論文では、その具体策として、産業公有化論が取り上げられたが、それ自体は、1890年代に確立されていた消費者組合論を基礎にしていた。

戦時経済の本格化の中で、ウェップは、政策立案過程に様々な形で関わり、自己の構想を具体化させていった。WECにおけるウェップの活躍は、労働党

の国民的基盤を強化し、このことはウェップの発言力を増すきっかけになった。1918年の『労働党と新社会秩序』の執筆は、こうした流れを決定付けた。この文書では、国家主導の産業政策という着想が明示されることになった。特に、「統制」と「国有化」という、その後のウェップの議論の2つの柱がすでに提示されていた。引き続く戦後再建へ向けての政府委員会での活動を通じて、シドニーは、彼らの構想を練り上げていった。

「統制」の議論は、復興省「トラストに関する委員会」を通じて展開されていった。シドニーは、企業合同を、効率性と独占という二側面においてとらえ、効率性を十分に發揮させるためにこそ、独占価格についての国家「統制」が必要であると主張した。そのために、戦時中に進展した「原価計算」などの会計制度を活用した「測定と公開」が、実行可能な方策として提案された。1890年代の構想において、競争的な「産業進歩」を促す市場経済を好意的に受け止めていたウェップは、「産業の支配」論の第二の構図、すなわち独占企業に対する消費者の利益の確保にあたって、政府による「統制」の意義を主張したのであった。

戦時経済の経験は、ウェップにとって、国家主導による経済運営のもう一つの可能性を開くものでもあった。シドニーは、「石炭産業委員会」での経験を経て、「国有化」が有する産業政策的な含意についての認識を深めていった。事業統合による規模の経済性、投資戦略、労使関係の安定化などの論点をもとに、極めて産業政策的な見地から国有化の有効性が主張された。

このことは、市場経済を基軸としその周辺に中間組織とミニマム国家を位置づけた戦前期の構想への修正であった。ウェップが想定していた、市場、中間組織、国家間の調和的進歩の秩序は、各経済主体・組織どうしの相互対立という構図へと修正され、その相互対立を乗り越えるべくして国家の新しい役割が求められた。しかも、こうした国家主導の経済運営は市場よりも効率的となるとする産業政策的見地が、こうした方向へのウェップの経済社会認識の変化を大きく後押ししたと考えられるのである。

*本稿は、平成15年度、学術振興会科学的研究費による研究成果の一部である。

注

- 1) 以下、夫妻をあらわす時は“ウェップ”，どちらかを特定するときは，“シドニー”，“ピアトリス”と表記する。
- 2) ウェップにおける「福祉の複合体」については、江里口 [2003] を参照。
- 3) ウェップの政策提言の展開について、この時期に着目した数少ない例外として、岡 [1978-a], 岡 [1978-b] がある。
- 4) 例えば、ホブズボーム (Hobsbawm [1964]) がこうした理解の典型である。
- 5) オルドフィールドは、「『社会主義と平和へ向けて』〔1934年〕が、計画化に向けてどのような内容を与えたかを示す」にあたって、「多数の見解とは逆に、その内容の多くは1918年の労働党政策文書『労働党と新社会秩序』において先取りされているものであった」と述べ、ウェップの1918年段階の構想が戦間期の労働党の経済戦略を決定づけたと述べている (Oldfield [1972] p.41, [] 内は引用者)。ただし、経済思想史的に見れば、戦間期の労働党の経済計画論における先駆性という観点のみから評価を下すことには問題もある。例えば、N.トムソン (Thompson [1988], Thompson [1994]) は、J.A.ホブソンらと比較してウェップにおける市場認識の欠陥、および政策提言の現実妥当性についての問題点を指摘していた。詳細は別稿で取り上げる。
- 6) Tomlinson [1994] p.1,p.57, Tiratsoo and Tomlinson [1993] p.11, Tomlinson [2000] pp.30-31を参照。
- 7) Supple [1990] p.340を参照。大戦期の経済統制については、アーミテージ (Armitage [1969]), バーク (Burke [1982]) に詳しい。より包括的な研究としては、テイラー (Taylor [1965]) がスタンダードな概説書である。
- 8) 会計史家のロフトは次のように述べていた。「原価計算はイギリス戦後“再建”で一つの役目を果たすと考えられていた。会計制度によってもたらされる知識は個々の組織のみならず、イギリス経済全体の効率的な運営をもたらすと信じられていた。左派と体制派の間には非常に異なった社会的目的があったものの、彼らが活用しようと期待した手段には、原価計算のような技術的専門家の価値に対する明確な信念を含めたいくつかの共通の要素があったのである。」(Loft [1986] p.150) ここで指摘されている「左派」にはウェップが含まれる。

また、ナピアは、マーシャルらのイギリス主流派経済学において、商学教育が軽視された一方で、アシュレーやウェップらのLSEでは、「会計学を商業教育の名目的な要素以上のものにしようとする」試みが見られたとしている。ナピアの指摘によれば、実際、1918年には、LSEで「原価計算」のコースが導入された (Napier [1996] p.428, p.438)。このことは、後に述べるように、ウェップの計画化構想の技

術的基礎としての会計学・原価計算の位置づけを考えれば、単なる商業教育の一環としてではなく、国家と産業との連携を支えていく人材（経済官僚）育成という意味を持たされていた可能性もある。

- 9) Robertson [1923] pp.1-4
- 10) ウェップは、1911年6月から1912年4月までカナダ、日本、中国、インドなどへ海外旅行をしていた (Cole [1946] p.110, 訳161頁)。1912年9月5日の日記には、帰国以来しばらく「一文字も書かなかった」とされており、後述するTUC大会におけるサンジカリズムへの印象が記されている。次の日付になる1912年10月には、「“産業の支配” (Control of Industry) についての講義」および「フェビアン調査局」の立ち上げなどで忙しいと記されている (MacKenzie (eds.) [1984] pp.178-179)。
- 11) 労働組合がストライキなどによって使用者側に与えた損害を賠償すべきか否か、が一大争点となった。このことは、労働組合にとっては、事実上、ストライキの権利を喪失することを意味したために、労働組合界からの政治運動が活発になった。「タフ・ヴェール事件」から「労働争議法」へかけてのイギリス労働法をめぐる一連の経緯については、小笠原 [1995] 第4章を、この時期の労働党の周辺の概要については、ソープ (Thorpe [2001] p.18) を参照。
- 12) 産業別組合主義について、ウェップは『産業民主制論』1920年版序文において、次のように述べていた。「イギリスの労働組合主義者の間における昨今の論争に関心がある人々は、我々が1897年〔初版年—引用者〕に、現在論争のまとくなっている“職業別組織”と“産業別組織”との間で引き起こされた対立について明示的に述べていなかつたことに気がつくだろう。だが労働組合組織の最も有効な形態について本書で提示された考察 (pp.72-141) [第1編 3章「統治の単位」, 4章「組合間の関係」—引用者] が示すことは、問題は“職業別”と“産業別”との単なる対比によって表わせるより、はるかに複雑だということであり、實際すでに、論争はさらに進んできている」 (Webb [1920-b] p.xv, 訳12-13頁)。すなわち、1920年代にいたっても、ウェップは「産業別組合」にみられるような縦断的な組織には懷疑的であり、1897年における見解、すなわち職業別組合を単位とした「連合」主義を一貫して堅持している。詳しくは、江里口 [1995] を参照していただきたい。
- 13) サンジカリズムについては、レイバーン (Labourn [1992] pp.95-109), ブース&パック (Booth&Pack [1985]), リデル (Riddle [1995])などを参照。
- 14) 1912年9月5日のビアトリスの日記には、TUC大会の様子がこのように記されている。

「イングランドに帰って3ヶ月以上が経ったが、1文字も書かなかった。 . . . TUC大会の3日目の朝に書いている。20年前のTUCとは本質的に何も変わっていない。その時に極左であった国家社会主義は、新左派のサンジカリズムに対して防戦一方である。代表者の一団は、常に彼らがそうであるように、頑迷で愚かな群衆で

ある。……しかし、外観の変化もあった。通常の労働組合員は、ナショナル・ミニマム理論をそののろい石頭にしっかりと馴染ませた。成熟するのに20年かかったが、いまでは少なくとも彼らの政治的な願望の中身になった。そして、巨大な公共サービスの国有化という思想は、少数派のスローガンから多数派の安定した意志になった。しかし、ここでサンジカリストの異議申し立てがあった。サービスが国有化され、賃金労働者の報酬と地位に関して普通の資本家と同じ考え方を持つ役人によって運営された時に、実際に何が起こるかについての理想主義者による反抗が。」(MacKenzie (eds.) [1984] p.178)

- 15) 「フェビアン調査局」の主力研究員は、G.D.H.コールらをはじめとする若手研究者であった。ウェップが「産業の支配」論を検討するための「調査局」であったが、後にはコールに率いられたギルド社会主義が支配的になっていく。このあたりの経緯は、マーガレット・コール (Cole [1946]) に詳しい。彼女は「調査局」をめぐるウェップとコールら若手との路線対立について、次のように述べていた。「政治機関の優越性を主張するコレクティヴィズムの哲学と、ギルド社会主義者の政治的多元主義との間には、敵対意識があり、殊に後者がそれを意識していたことは確かである」と (Cole [1946] p.121, 訳176頁)。
- 16) Webb [1913] p.623
- 17) 市場経済と調和的なウェップの労働組合論の概要については、江里口 [1996-b] を参考していただきたい。
- 18) ビアトリスの消費者組合論、シドニーの市営事業論については、それぞれ江里口 [1999]、江里口 [1996-a] を参照していただきたい。
- 19) WECのパンフレット、議事録、手稿類は、マンチェスター大学John Rayland Library, Labour History Archive Center、およびLSE図書館に所蔵されている。LSE図書館のパンフレット資料については、半数が紛失している。以下、現存している資料を除き、ハリソン (Harrison [1971]) とウインター (Winter [1974]) に依拠して議論を進める。
- 20) ハリソンは、ヘンダーソンが労働界代表を召集した時点で、すでに政府が宣戦布告を行っていたというWECの「皮肉」な運命にふれながらも、「“非常事態”に労働者階級の利害を防衛する」という、その「比類なき現実主義と常識感覚」を高く評価していた (Harrison [1971] pp.211-212)
- 21) Winter [1974] p.186
- 22) Winter [1974] pp.191-199
- 23) Winter [1974] pp.199-206
- 24) 「富者の徴兵」については、War Emergency: Workers National Committee [1917?] を参照。
- 25) Letter of Sidney to Shaw, 18th Aug. 1915. (MacKenzie(ed.) [1978] p.61)

- 26) Winter [1974] p.207-215
- 27) Winter [1974] p.184
- 28) ビアトリスの日記によれば、執筆開始は1917年10月頃のことであった (Mackenzie (ed.) [1984] p.305)。
- 29) 本稿の議論には直接関係ないが、いわゆる第4条 (Clause4) を含む労働党綱領を執筆したのは、他ならぬシドニーであった。ブレア労働党政権における同条項の削除をめぐる一連の経緯については、Coates [1995]を参照。
- 30) Labour Party [1918] pp.3-4, 訳246-247頁
- 31) Labour Party [1918] p.18, 訳268-269頁
- 32) Labour Party [1918] pp.13-14, 訳261-263頁
- 33) M.コールによればシドニーは1916年に委員に任命されるとあるが、1918年の間違いであると思われる。 (Cole [1946] p.130, 訳190-191頁)。
- 34) Ministry of Reconstruction [1919] p.1
- 35) Ministry of Reconstruction [1919] p.2
- 36) 「これらの同業組合の台頭が戦時期に促進されたというかなりの証拠がある。こうした結果は、戦争という新環境において、政府が軍需省や他の省庁を通じて、各産業で最もうまく集約された意見を引き出し、各産業の代表組織を通じて原料を配給したりする必要からもたらされた」 (Ministry of Reconstruction [1919] p.4)
- 37) Ministry of Reconstruction [1919] p.12。なお、委員会の勧告を受けて、政府は、1919年7月に「不当利益法」(profiteering Act)を成立させ、「苦情」、「物価」および「トラスト」に関する常任委員会を設置することになった。なお、シドニーは、引き続いてこれらの委員となった。具体的には、「物価に関する常任委員会」については、「金属制ベッド」、「ビスケット産業」、「軍靴製造」、「政府省庁の費用会計」、「動力機燃料」、「トップ糸・織糸」、「梳毛織糸」、「トラストに関する常設委員会」については、「綿製縫糸」、「漁業」、「道路輸送料」(議長), 「タバコ産業」などであった。各種の委員会には、同様に、ホブソン、ベヴァレッジ、ルウエリン・スミスなどの名前も見られた。しかし、トマリンソン(Tomlinson [1994] p.68)によれば、1920年に戦後インフレが沈静化すると、こうした世論の関心は急速に衰退していった。
- 38) Ministry of Reconstruction [1919] p.13
- 39) Ministry of Reconstruction [1919] pp.13-14
- 40) 一次大戦前後の產出量、価格の推移については、Supple [1987] p.44のTable2.1を参照。產出量は、287.4百万トン（1913年）、265.7百万トン（1914年）、253.2百万トン（1915年）、256.4百万トン（1916年）、248.5百万トン（1917年）、227.7百万トン（1918年）、平均販売価格（トンあたりピット価格）は、10シル1.5ペニス（1913年）9シル11.75ペニス（1914年）、12シル5.5ペニス（1915年）、15シル7.25ペニス

(1916年), 16シル8.75ペニス (1917年), 20シル4.25ペニス (1918年) であった。概して産出量は停滞もしくは減少し, 2倍以上の生産価格上昇があったことが分かる。

- 41) 大戦中における石炭産業の状況については, Hurwitz [1968] pp.168-180およびSupple [1987] pp.43-168参照。
- 42) 「サンキー委員会」の設置の経緯とその概要については, Supple [1987]ch.3に詳しい。
- 43) M F G B からは, ロバート・スマイリー委員長, フランク・ホッジス書記, およびヨークシャーの副委員長ハーバート・スミスが選ばれた。労働者側は, 3人の委員として, レオ・ツィオザ・マニー卿, R.H.トーニー, シドニー・ウェップを選出した。経営側は, エヴァン・ウイリアムス, R.W.クーパー, J.T.フォージが選出され, 彼らは他にビジネス界からアーサー・バルフォア, アーサー・ダッカム卿, トマス・ロイデン卿を任命した。
- 44) Coal Industry Commission [1919-a] pp.vii-xii
- 45) Coal Industry Commission [1919-a] p.xix
- 46) Coal Industry Commission [1919-a] p.xx
- 47) Coal Industry Commission [1919-a] pp.xix-xx
- 48) Coal Industry Commission [1919-b] pp.xiii-xiv。補足しておくべき論点としては, バルフォアらの経営側が提出した「最終報告(3)」において, 国有化が長期的にも「効率的に」運営され, 労使平和をもたらしうるかについて, 強い疑問が呈示されていたことである。この点に関して, 「最終報告(1)」および「(2)」, 具体的解決策を示していない。国有企业の効率を, 長期的にいかに高めていくかという問題について, ウェップは1920年の『大英社会主义社会の政体』(Webb [1920-a])において, 政治・行政制度の改革によって解決していくとする。詳細は, 後の課題となるが, サンキー委員会の最終報告の時点で, すでにこうした批判があったことを指摘しておきたい。
- 49) 炭鉱国有化をめぐる現実の推移はこうであった。委員会の報告書は1918年8月18日に下院で審議されたが, ロイド・ジョージは, 報告書の間の意見対立を口実にして国有化案を拒絶した(Taylor [1965] p.140訳126頁)。ロイド・ジョージ自身はダッカムによって提出された「報告書(4)」に示された所有権のみの国有化と地域毎の事業所合併を支持した(Supple [1987]p.138)。実際には, このダッカム=ロイド・ジョージ案も実現されることなく, 1920年3月31日の「炭鉱(緊急)法」による炭鉱利潤のプール制度に取って代わられた(Supple [1987]p.143)。

参照文献

一次文献

- MacKenzie, Norman&Jeanne(eds.) [1984] *The Diary of Beatrice Webb: Volume Three 1905-1924*, Virago.
- Mackenzie, Norman(ed.) [1978] *The Letters of Sidney and Beatrice Webb. Volume III, Pilgrimage 1912-1947*, Cambridge University Press.
- Robertson, D.H. [1923] *The Control of Industry*, Nisbet & Co. LTD.
- Webb, Sidney&Beatrice [1913] 'What is Socialism? 1-22,' *New Statesman*, 12th, 19th, 26th April, 3rd, 10th, 17th, 24th, 31st May, 7th, 14th, 21st, 28th June, 5th, 12th, 19th, 26th July, 2nd, 9th, 16th, 23rd, 30th August, 6th September.
- Webb, Sidney&Beatrice [1915] 'Special supplement on State and Municipal Enterprise,' *New Statesman*, 8th May.
- Webb, Sidney&Beatrice [1920-a] *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain*, Longmans, Green & co. (S&Bウェップ『大英社会主義社会の構成』岡本秀昭訳、木鐸社、1979年)
- Webb, Sidney&Beatrice [1920-b] *Industrial Democracy*, Longmans & Green, revised, 1st ed. in 1897. (シドニー&ペアトリス・ウェップ著『産業民主制論』高野岩三郎監訳、法政大学出版局、初版1927年、第三版1990年))

パーラメンタリー・ペーパー、労働党関係資料など

- Coal Industry Commission [1919-a] *Vol. I. Reports and Minutes of Evidence on the First Stage of the Inquiry*, Cmd. 359.
- Coal Industry Commission [1919-b] *Vol. II Reports and Minutes of Evidence on the Second Stage of the Inquiry*, Cmd. 360.
- Labour Party [1918] *The Labour and New Social Order*, The Labour Party. (邦訳、北西充[1968]『イギリス労働党史論』広島大学政治経済研究叢書 11 所収)
- Ministry of Reconstruction [1919] *Report of Committee on Trusts*, Cd.9236.
- War Emergency: Workers National Committee [1917?] *The Conscription of the Riches*, London, LSE library special collection HJ/E22.

二次文献

- Booth, Alan & Pack, Melvyn [1985] *Employment, Capital and Economic Policy: Great Britain 1918-1939*, Basil Blackwell.
- Burk, Kathleen(ed.) [1982] *War and the State: the Transformation of British Government, 1914-1919*, George Allen & Unwin.
- Coates, Ken [1995] *Clause IV: Common Ownership and the Labour Party*, Spokesman.
- Cole, M. [1946] *Beatrice Webb*, Longmans & Green and Co. (マーガレット・コール著『ウェブ夫人の生涯』久保まち子 訳、誠文堂新光社、1982年)

- 江里口拓 [1995] 「ウェップの労働組合運動改革論と社会立法—『産業民主制論』における“合同”から“連合”への提唱を中心に—」『経済論究』九州大学大学院経済学会, 92号, 7月
- 江里口拓 [1996-a] 「ウェップの社会改革構想の形成と『ロンドン・プログラム』—シドニーの都市改革論を手がかりに—」『経済論究』九州大学大学院経済学会, 94号
- 江里口拓 [1996-b] 「ウェップにおける労働組合運動論と社会改革構想」『経済学史学会年報』経済学史学会, 34号
- 江里口拓 [1999] 「ビアトリス・ポッター(ウェップ)の消費者協同組合論—『イギリスにおける協同組合運動』(1891年)を中心に—」『愛知県立大学文学部論集(社会福祉学科編)』, 47号
- 江里口拓 [2003] 「ウェップにおける社会進化と社会改良—市場・中間団体・国家をめぐって—」姫野順一, 久間清俊, 岡村東洋光編著『社会経済思想の進化とコミュニティ』ミネルヴァ書房
- Fleischman, R.K.& Tyson,T.N. [2000] Parallels between US and UK cost accountancy in the World War I era, *Accounting, Business & Financial History*, Vol.10, No.2, July.
- Harrison, Royden [1971] 'The War Emergency Workers' National Committee : 1914-1920' in A.Briggs and J.Saville.(eds) *Essays in Labour History*, Macmillan.
- Hobsbawm, Eric J. [1964] *Labouring Men : Studies in the History of Labour*, (1st ed.1964), Rev.1967, Anchor Books. (E.J.ホブズボーム著『イギリス労働史研究』鈴木幹久・永井義雄訳, ミネルヴァ書房, 1968年)
- Hurwitz, S.L. [1968] *State Intervention in Great Britain: A Study of Economic Control and Social Response 1914-1919*, Frank Cass &Co.Ltd.
- Labourn, Keith [1992] *A History of British Trade Unionism c.1770-1990*, Alan Sutton.
- Loft, A. [1986] Towards a critical understanding of accounting : the case of cost accounting in the UK, 1914-1925, *Accounting, Organizations and Society*, No.11
- Napier, C.J. [1996] Academic disdain? Economist and accounting in Britain, 1850-1950, *Accounting, Business & Financial History*, Vol.6, No.3
- 小笠原浩一[1995] 『「新自由主義」労使関係の源像—イギリス労使関係政策史—』木鐸社刊
- 岡眞人 [1978-a] 「ウェップ夫妻の社会主義像試論—第一次大戦直後の確立期における『大英社会主義国』の構成を中心に—」社会思想史学会編『社会思想史研究』2号
- 岡眞人 [1978-b] 「ウェップ夫妻における社会主義と共産主義—確立期の『大英社会主義国』の構成』と晩年期の『ソヴェト・ Communism』との関連について—」『一橋論叢』80巻, 4号
- Oldfield, A. [1972] The Labour Party and Planning- 1934 or 1918? *Bulletin of the Society for the Study of Labour History*, No.25.

- Riddel, Neil [1995] 'The Age of Cole? G.D.H.Cole and the British Labour Movement 1929-1933,' *Historical Journal*, Vol.38, No.4.
- Supple, Barry [1987] *The History of the British Coal Industry*, Vol.4, 1913-1946, Cambridge University Press.
- Supple, Barry [1990] 'Official Economic Inquiry and Britain's Industrial Decline: the First Fifty Years,' in Furner, M.O. & B. Supple (eds.) *The State and Economic Knowledge: The American and British Experience*, Cambridge University Press.
- Taylor, A.J.P. [1965] *English History 1914-1945*, Oxford University Press. (A.J.P.ティラー著『イギリス現代史 1914-1945』都築忠七訳、みすず書房、1987年)
- Thompson, N. [1988] 'Fabianism and Market' in *The Market and its Critics*, Routledge.
- Thompson, N. [1994] 'Hobson and the Fabians: Two Roads to Socialism in the 1920s,' *History of Political Economy*, Vol.26, No.2.
- Thorpe, A. [2001] *A History of the British Labour Party*, Palgrave.
- Tiratsoo, N. & Tomlinson, J. [1993] *Industrial Efficiency and State Intervention: Labour 1939-1951*, Routledge.
- Tomlinson, J. [1994] *Government and the Enterprise since 1900*, Oxford University Press.
- Tomlinson, J. [2000] *The Politics of Decline : Understanding Post War Britain*, Longman.
- Winter, J.M. [1974] *Socialism and Challenge of War: Ideas and Politics in Britain 1912-18*, Routledge & Kegan Paul.

The Webbs on "Control of Industry" and World War I

Taku ERIGUCHI

The purpose of this paper is to follow the development of economic thought of the Webbs before and after the WW I. Before the war, the Webbs' social reform scheme was that of "mixed economy of welfare," which tried to co-ordinate the functions of market, medium groups and the State.

However, the Webbs began to change this view just before the war because of the rise of Syndicalism from 1911 to 1912. In their framework of "Control of Industry," the Webbs thought that the economic interests of trade unionists were against those of consumers. So, they proposed "hierarchy" in which the interests of consumers would be secured against those of trade unionists. For the Webbs, this meant public control or ownership of industry by consumers. They said that publicly owned industries were consumers' co-operative movement because the interests of consumers would be sought directly without the motives of profit making.

During the WW I, based on the experience of the war economy, the Webbs realised that state oriented economic planning was more efficient than market economy. Activities in the "War Emergency: Workers National Committee" (1914-1920), "Committee on Trust" (1918-1919) and "Coal Commission" (1919) helped the Webbs to make more elaborate scheme for the post war reconstruction. They proposed "price control" to secure the interest of consumers against monopolistic business. They proposed "state ownership" to reorganise the British industry and make it more efficient.

It is possible to conclude that, in two points, the Webbs' idea of economic policy changed in this time. Firstly, in the framework of "Control of Industry," they tried to secure the interests of the citizen consumers against both trade unions and monopolistic business. This meant, for them, a swing from market oriented and harmonious vision of economic society. Secondly, they thought that state ownership or control of the industries were more efficient. The latter supplied the firm basis for the Webbs' "industrial policy" after the war.